

## 『鹿児島ビジネスドクターナビ』事業 登録要領

「鹿児島ビジネスドクターナビ（以下、本サイト）」に登録するものは、下記の登録要件を満たし、以後、遵守しなければならない。要件を満たさないものは、登録できないものとし、また、登録後に要領を破ったものは登録を解除し、以後の掲載を禁ずる。

1. 本サイトに登録できる業種は、下記10業種とする（50音順）。
  - ①行政書士、②公認会計士、③司法書士、④社会保険労務士、⑤税理士、  
⑥中小企業診断士、⑦土地家屋調査士、⑧不動産鑑定士、⑨弁護士、⑩弁理士
2. 鹿児島商工会議所会員であること（地区外会員でも登録可能）。
3. 登録は、「1. 登録業種」の資格を保有する本人とし、同一事業所に複数名在籍する場合は、1名ずつ登録ができる。また、同一人物での複数の資格登録もできる。
4. 登録料は、無料とする。また、複数名登録する場合も無料とする。
5. 登録時には下記の必要書類を提出すること。

《必要書類》鹿児島ビジネスドクターナビ登録申込書兼登録要領同意書、顔写真データ  
（注意事項）鹿児島ビジネスドクターナビ登録申込書兼登録要領同意書への掲載内容について、下記事項は掲載を禁止する。

  - ①事実に合致していない内容、また誤解を招くような内容
  - ②他人を批判するような内容
  - ③相談料
  - ④その他、鹿児島商工会議所が不明に思う内容、また各所属士会に照会をかけ、掲載が不適切だと判断される内容
6. 下記事項に該当した場合は、本サイトの登録を解除する。
  - ①登録者がサイト登録解除を申請した場合（別途申請書を提出すること）
  - ②登録要領およびサイト利用要領を遵守しない場合
  - ③所属事業所（事務所）が鹿児島商工会議所会員を脱会した場合
  - ④虚偽や違法行為、またはそれに準ずる行為を行った場合
  - ⑤上記以外で、他人に明らかに不利益を被る行為を行った場合
7. 本サイト内の掲載情報については、登録者からの提供情報に基づき掲載する。よって、サイト内情報において登録者とサイト利用者とのトラブルについては、鹿児島商工会議所は一切の責任を負わないものとする。
8. 事業所情報等の内容に変更があった場合は、登録者が責任をもって変更の連絡を、鹿児島商工会議所に行うこと。登録者が変更の連絡をせずに、利用者等が被害を受けた場合、その被害に対して、鹿児島商工会議所は一切責任を負わないものとする。